

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 1 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第1700581号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(脱) 第1700002号

第1 結論

昭和40年3月16日から昭和46年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年3月16日から昭和46年1月1日まで

- 支給済期間 : ① 昭和40年3月16日から同年8月1日まで
② 昭和40年9月1日から昭和43年2月6日まで
③ 昭和43年2月6日から同年2月16日まで
④ 昭和43年12月1日から昭和46年1月1日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかしながら、当時、年金のことについては何もわからなかつたので、脱退手当金の請求手続をするはずはなく、受給した記憶もないのに、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

支給済期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の請求者の氏名は、支給済期間④の事業所を退職した約2年3か月後の昭和48年4月17日に氏名変更されていることが確認できる上、支給済期間④の厚生年金保険被保険者記号番号についても、同年1月18日に重複取消の処理が行われたことが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されており、請求期間の脱退手当金が同年3月15日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び厚生年金保険被保険者記号番号の重複整理が行われたものと考えるのが自然である。

また、請求者が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者原票には、請求者に対して脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700593 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（脱）第 1700003 号

第1 結論

昭和35年10月16日から昭和39年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 10 月 16 日から昭和 39 年 1 月 1 日まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、A社に勤務していた請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを知った。しかし、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないで、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務していた A 社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求者の脱退手当金の支給額は、請求期間を対象として計算されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号について、請求期間と、その後の厚生年金保険被保険者期間は、異なる厚生年金保険被保険者記号番号となっている上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。